

追加費用支出申立書

援助番号
—

法テラス

御中

年 月 日

震災受任者
震災受託者

登録番号 ()

下記のとおり追加費用の支出を申立てます。なお、本申立てについては、当職から被援助者へ説明し、その同意を得ていることを申し添えます。

被援助者		相手方	(援助中の事件の相手方が複数名いる場合のみご記入ください)	
事件名		追加費用	合計	円
追加支出 申立理由				

償還月額増額(追加支出に伴い償還月額増額が可能な場合のみ、こちらに増額後の月額を記入ください。従前通りの月額を希望される場合は記入不要です。) 償還月額 円

費用明細 ※ 内訳の疎明資料を添付してください。				
1	鑑定料	限度額514,285円(医療過誤 822,857円)	¥	
2	登録免許税	限度額35万円	¥	
3	申立の手数料(印紙代)	限度額35万円	¥	
4	自己破産事件予納金以外の予納金	限度額50万円(不動産執行100万円)	¥	
5	自己破産事件の予納金(但し、生活保護受給者、東日本大震災被災者に限る)	業務方法書別表5の1の(注)5(5)又は別表5の2(7)の実費の備考欄に定める限度額(管財人費用)を超えることはできない。但し、必要と認めるときは官報公告のための費用として裁判所に予納を求められた金額をさらに支出することができる。この場合においては、あらかじめ、本部と協議し、その必要性について判断しなければならない。	¥	
6	記録謄写料	5,000円超過分につき限度額20万円	¥	[] - 5,000円 = ¥ []
7	通訳料	限度額 102,857円 (最初の1時間につき交通費を含み消費税込み12,342円以内とし、30分を増すごとに消費税込み5,142円以内を加算。)	¥	
8	翻訳料	限度額102,857円(A4版1枚につき消費税込み4,628円以内)	¥	
9 その他 実費	裁判所に納める郵券 (郵券に代わる予納金含む)	6,400円超過分に限る(書類作成援助も同様)ただし、代理援助の多重債務案件に関連した不当利得返還請求事件における、予納郵券に相当する実費については、その全額。	¥	[] - 6,400円 = ¥ []
	戸籍謄抄本(除籍及び附票含む) 住民票(除票含む)及び外国人 登録原票記載事項証明書	5,000円超過分に限る (書類作成援助3,000円超過分)	¥	[] - 5,000円 = ¥ [] 書類(-3,000円)
	登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書	5,000円超過分に限る (書類作成援助3,000円超過分)	¥	[] - 5,000円 = ¥ [] 書類(-3,000円)
	弁護士法第23条の2に 基づく照会手数料	限度額 5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	[] - 5,000円 = ¥ []
	通信費及び荷造運搬費	30万円 5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	[] - 5,000円 = ¥ []
	交通費	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	[] - 5,000円 = ¥ []
	裁判所に納める申立手数料のうち、業務方法書別表5の実費等の備考欄で、支出の対象とされていないもの	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様) ただし、代理援助の多重債務案件に関連した不当利得返還請求事件における、貼用印紙代に相当する実費については、その全額。	¥	[] - 5,000円 = ¥ []
	その他()	5,000円超過分に限る(書類作成援助も同様)	¥	[] - 5,000円 = ¥ []
4時間超・5000円超の旅行に要する交通費	(地方事務所長が必要かつ相当と認めた場合に支出することができます)	¥		